

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

職員の所属長に対する暴行

被処分者	主事 38歳
事案の内容	被処分者は、令和4年8月、所属長からの職務命令に反抗し、額をぶつける、胸倉を掴んで揺さぶる行為をして、所属長に対して全治10日間の傷を負わせる暴行をはたらいた。
処分の内容	停職 3月
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

2 停 職

職員の勤怠事故

被処分者	主事 48歳
事案の内容	被処分者は、令和4年5月24日以降、同年8月23日までの間に私事欠勤7日2時間、無届欠勤11日7時間30分を重ねた。
処分の内容	停職 21日
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

### 3 減給

#### 公務外における職員の酩酊による暴行

被処分者	主事 36歳
事案の内容	被処分者は、令和4年3月の勤務時間外に記憶を無くすまで酩酊し、公道上で自転車に乗った被害者の胸部に対し、腕をぶつける暴行をはたらいた。さらに、同日、鉄道の同じ車両に乗り合わせた別の被害者に対し平手打ち等をする暴行をはたらいた。
処分の内容	減給5分の1 3月
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

### 4 戒告

#### 公務外における職員の酩酊による建造物損壊

被処分者	主事 43歳
事案の内容	被処分者は、令和3年12月の勤務時間外に記憶を無くすまで酩酊し、地下鉄駅構内の建造物を蹴り損壊させた。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号